る。

ものゝ外勤職員は一日二十一時間勤務を基礎とする。

但し出張勤務者は一日十時間勤務とする。

三、賃金は一箇月を以て支拂ふ。

但し出張勤務者は一箇月分を纏めて支拂ふ。

四、賃金を控除する場合は左の場合に限る。

一、欠勤一日に付賃金一日分

二、遅刻早退又は外出一時間に付賃金一時間分

三、私用外泊一回に付賃金一日分

五、賃金は毎月末日に締切り翌月十日迄に支拂ふ。

但し日曜祭日に當る場合は翌日支拂ふ。

六、賃金は通貨を以て直接本人に支拂ふ。

但し本人の委任を受けたる者に對しては此の限りでない。

七、賃金は毎月一回以上定期に支拂ふ。

但し賞與其の他臨時に支拂ふものは此の限りでない。

八、賃金の計算期間は毎月一日に始まり末日に終る。

但し出張勤務者は此の限りでない。

九、賃金の締切日以後入社した者又は退社した者の賃金は翌月支拂ふ。

十、解雇豫告

一、工場鑛山一般日雇勞働者は豫告なく解雇することがある。

所藏出版 財團法人 協調會福岡出張所

十、解決條件

1、石工全部を常傭とすること

2、全員に對し一率日給貳拾錢値上すること

3、勞働時間を朝七時より夕刻迄とすること